

吉岡長官答弁

れた部分があるわけなんです。これは私から申し上げるまでもなく、平和条約のこれは五条のC項ですね、五条のC項に「連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。」と、これが一つございませぬ。それから日ソ共同宣言の中にも、相互にこれを持つていふことを相互に確認をいたしましたね。それから私は、一番これが明確になったのは、現在の日米安保条約だと思ひます。日米安保条約の中では、私からこれも申し上げるまでもないんでございませぬけれども、その前文に「両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し」、そして「よつて、次のとおり協定する」といふこと、集団的自衛権をわが国が持つていふことをお互いに確認し合つて、そして安保条約をつつたんだといふことを明確にしておるわけですね。少なくとも国連憲章でいう集団的自衛権といふものは、サンフランシスコ講和条約、日ソ共同宣言、特に日米安保条約の基礎をなしているところ、こう考へてよろしゅうございませぬか。

○説明員(高島益郎君) たいだいま先生が御指摘のとおり、集団的自衛権といふのは、国連憲章で初めて各主権国に認められた権利といふふうになつておりますが、この点につきまして、先ほど先生御指摘のとおり、平和条約第五條C項に、日本が初めて独立を認められたときに、主権国としてこのような権利を持つていふことを確認をされておられます。安保条約も、したががいて、日本が主権国として、当然そのような権利を持つていふことを前提にしまして結ばれたといふこととございませぬ。

ただ、一つだけ指摘しておきたいと思ひますのは、日本には集団的自衛権はもろろん主権国としてございませぬけれども、これは憲法第九條の解釈からいたしまして、そのような権利を行使することはできない、これははつきりいたしてお

ます。したがつて、この日米安保条約そのものも、第五條をらんにならねばおわりのとおり、つまり相互防衛条約ではなくて、日本が米国の力によつて安全を守る、日本は米国の領土防衛をしないといふたでございませぬ。この点は、日本が集団的自衛権を行使できないといふことの実は裏側の証明にならうかと思ひます。○水口宏三君 その点は、私は納得できないんで

それじゃ防衛庁長官にお伺いしますけれども、防衛庁長官は、憲法上の問題として海外派兵はできないとおっしゃいましたね。しかし現在の憲法のどこにそやういふことが書いてあるんですか。○國務大臣(増原忠君) この問題はひとつ法制局長官からお答えしたいと思ひます。

○説明員(吉岡一郎君) これは、憲法九條でなせ日本が自衛権を認められていふか、また、その自衛権を行使して自衛のために必要最小限の行動をとることを許されていふかといふことの説明として、これは前々から私の三代前の佐藤長官時代から、佐藤、林、高辻と三代の長官時代ずつつ同じような説明をいたしておりますが、わが国の憲法九條で、まさに国際紛争解決の手段として武力を行使することを放棄をいしておられます。しかし、その規定があるといふことは、国家の固有の権利としての自衛権を否定したものでないといふことは、これは先般五月十日なり五月十八日の本院の委員会においても、水口委員もお認めいただいた概念だと思ひます。その自衛権があるといふことから、さらに進んで自衛のため必要な行動をとるかどうかといふことになりませぬが、憲法の前文においてもそやうでございませぬし、また、憲法の第十三條の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるといふことを放置するといふところまで憲法が命じておるものではない。第十二條からいたしまして、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の國政の上で最大の尊重を必要とするといふこと

でございますので、いよいよきりきりの最後のところでは、この国土がじゅうりんとせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがつて、この国土が他国の武力によつて侵されて国民が塗炭の苦しみにあふがなければならない。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれらんだといふのが私どもの前々からの考え方でございます。その考え方が申しまして、憲法が容認するものは、その国土を守るための最小限度の行爲だ。したがつて、国土を守るというためには、集団的自衛の行動といふふうなものは当然許しておるところではない。また、非常に緊密な関係にありませぬ、その他国が侵されていふ状態は、わが国の国民が苦しんでいふところまではいかない。その非常に緊密な関係に、かりに侵されて、さらにはわが国が侵されようといふ段階になつて、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとるといふことが、憲法の容認するぎりぎりのところだといふ説明をいたしておるわけでございます。そやういふ意味で、集団的自衛の固有の権利はございませぬ、これは憲法上行行使することは許されないといふことに相なると思ひます。

○水口宏三君 いまの法制局長官の答弁、私最初に申し上げた憲法論と政策論がどうもこつちやになつていふと思ひます。と申しますことは、憲法では何らその点については触れていないわけですよ。憲法九條は戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認ですね。しかしこれに對して、従来自衛権を認めないに、前の自由党もそやうですけれども、自衛権を否定してはいるものではない。これは私たちがもう思ひます。自衛権の行使の形態としての武力の行使は、これを禁止してはいるといふのが、われわれの解釈であり、それから政府なり、これまでの政府の解釈は、いや自衛権の行使の形態としての武力の行使は認められているんだと、ところがいまの外務省の条約局長の話を聞くと、集団的自衛権の行使は認めないとおっしゃる

けれども、いまの法制局長官の御説明の中で、憲法のどこにそれがあるか全然明確になつていませぬ。自衛権そのものすら不明確なんです。自衛権として認めていふといふあなた方の解釈です。また、われわれもその解釈しております。むしろ自然権である自衛権そのものの行使の形態を否定したのが九條だと、そやう解釈する以外に、法制局長官のおっしゃるやうに、集団的自衛権は行使できないんだといふやうなことは憲法上どこから出てくるんですか。

○説明員(吉岡一郎君) お答え申し上げる前に申し上げなさいませぬことは、自衛権といふものは、確かに国際法上固有の権利として国連憲章第五十一条においても認めておるところでございます。自衛権といふのは、いわば一つの権利でございます。自衛権に、国連憲章で認められる前は個別的——インディビジュアルといふやうな形容詞をつけないでザ・ライト・オブ・セルフ・ディフェンス——自衛権といふことで、いわば個別的自衛権と申しますか、最近、學者の用ひますことは、個別的自衛権といふものを表現してはいたんだと思ひますが、国連憲章になりまして、このインディビジュアルのあとにオアだつたと思ひますが、インディビジュアル・オア・コレクティブといふ形容詞がつきまして、個別的及び集団的固有の自衛の権利といふやうなことがつづかひになつたわけでございます。したがつて——したがつてと申しますか、自衛権といふものは、いわば一つの権利、所有権といふやうな権利がございませぬ、その自衛権の発動の形態としてインディビジュアルに発動する場合とコレクティブに発動する場合とあるといふ觀念じゃないかと思ひます。憲法九條の説明のしかたは、いわば狭い意味のインディビジュアル・セルフ・ディフェンス・ライトといふやうなものを頭に置いて説明をしてきたわけでございます。広い意味の自衛権といふ形になりまして、自衛権といふものは一つで、その

發動の形態がインディビジュアルかコレクティブだという説明をいたしますと、先ほど申し上げましたように、日本の憲法第九条では、先ほどおっしゃいましたように、国際紛争解決の手段としては武力の行使を放棄してあります、自衛権があるかどうかという問題だと仰せられました。その件につきましては、少なくとも最高裁の砂川判決において自衛権が承認をされております。その自衛権を持つていて、どこまで最高裁の最高裁の判決において支持をされておりますが、これから先が政府の見解と水口委員やなかの仰せられますような考え方の分かれ道になると思

の尊重の問題ですね。別に九条とは直接関係がないと思ひます。それはさておきまして、私はいままで、だからそういうことがあろうかと思つてすつと詰めてまいったのであつて、まず第一に海外派兵の問題から入り、海外派兵はできないんだというところは、これはまあ早急に具体的な態様を御検討願ひ、五十一條の集団的自衛権というものがまさに正当防衛の自然権であるということについて、これは法制局長官はお認めになつたわけですね。正当防衛のこれは特殊な、つまり自衛権というものを個別

で主張することになります。そして「日本国民は、恒久の平和を念願し」のあのほうに「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」ということで、平和主義をうたつておられますけれども、平和主義をうたつて、武力による侵略のおそれのないような平和社会、平和的な国際社会ということ念願しておりますけれども、現実の姿においては、残念ながら全くの平和が実現しているというところは言えないわけ

衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が日本とは別なほかの国が侵略されていくというところは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されていく状態ではないということ、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ、という説明からそうなるわけでございます。

文なり、憲法第十二條の規定から考えまして、日本は自衛のため必要の最小限の措置をとることには許されている。その最小限の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、わが国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧迫されて苦しまなければならないところまで命じておるものではない。国が、国土が侵略された場合には、国土を守るため、国民を防御するために必要な措置をとることまでは認められるのだという説明のしかたをしております。その意味で、いわばインディビジュアル・セルフディフェンスの作用しか認められていないという説明のしかたでございます。仰せのとおり、憲法第九條に自衛権があることも、あるいは集団的自衛権がないとも書いてございませぬけれども、憲法第九條のよつて来たるゆえんのところを考へまして、そういう説明をいたしますと、おのずからこの論理の帰結として、いわゆる集団的自衛の権利は行使できないというところになるというのが私どもの考え方でござ

を分けたにすぎないのであつて、本質は自衛権といふものがあると思ひます。それは当然自然権として持つてゐるものである、だからこそサンフランシスコ条約にも日ソ共同宣言にも、また日米安保条約の基本としてこれは据えられておるわけですね。その行使しないというものは、これは憲法論ではなくて政策論なんです。憲法にそんなことは全然書いてない。それはむしろ前文の思想を、し強調なさるならば、これはまさに、第九條というものは自衛権の行使の形態としての武力の行使を禁止したと見るのが常識ですよ。憲法前文に引かれて、個別的自衛権は武力でもって行使できるが、集団的自衛権は武力で行使できない、自然権を制約するよ、そういう規定がどこにあるのですか、前文に……。まして十二條、十三條は全然関係ないです。

たものであつかうかということが問題になると思ひます。そこで国を守る権利と申しますか、自衛権は、砂川事件に関する最高裁判決でも、自衛権のあることについては承認をされた。さらに進んで憲法は十三條を引用いたしましたのは、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」ということで、個人の生命、自由及び幸福追求の権利を非常に重大な価値のあるものとして、第十三條は保障しようとしているわけでございます。そういうことから申せば外交の手段による平和的手段、と申せば外交の手段による平和的手段、外交の手段で外国の侵略を防ぐことについて万全の努力をいたすべきことは当然でございます。しかし、それによつても外国の侵略が防げないこともあるかもしれない。これは現実の国際社会の姿ではないかということになるかと思ひます。その防げなかつた侵略が現実起こつた場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根柢からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、と仰るの憲法第九條に對する私どものいままでの解釈の根柢でございます。その論理から申しまして、集団的自

は、わが国の国土が侵されて、その結果国民の生

いたしますと、おのずからこの論理の帰結として、いわゆる集団的自衛の権利は行使できないというところになるというのが私どもの考え方でござ

○水口宏三君 いまの長官のお答え、何かちよつと……、十二條、十三條とおっしゃいますが、十二條、十三條というのは関係ないんじゃないですか。それはまあいいです。憲法をこらんになつていただくと十二條は自由及び権利の保持、濫用禁止、利用責任の問題である。十三條は個人

○説明員(古國一郎君) 政策論として申し上げて

○説明員(古國一郎君) 政策論として申し上げて

○水口宏三君 いまの長官のお答え、何かちよつと……、十二條、十三條とおっしゃいますが、十二條、十三條というのは関係ないんじゃないですか。それはまあいいです。憲法をこらんになつていただくと十二條は自由及び権利の保持、濫用禁止、利用責任の問題である。十三條は個人

○説明員(古國一郎君) 政策論として申し上げて

○説明員(古國一郎君) 政策論として申し上げて

○説明員(古國一郎君) 政策論として申し上げて

○水口宏三君 いまの長官のお答え、何かちよつと……、十二條、十三條とおっしゃいますが、十二條、十三條というのは関係ないんじゃないですか。それはまあいいです。憲法をこらんになつていただくと十二條は自由及び権利の保持、濫用禁止、利用責任の問題である。十三條は個人

○説明員(古國一郎君) 政策論として申し上げて

○説明員(古國一郎君) 政策論として申し上げて

○説明員(古國一郎君) 政策論として申し上げて

○水口宏三君 いまの長官のお答え、何かちよつと……、十二條、十三條とおっしゃいますが、十二條、十三條というのは関係ないんじゃないですか。それはまあいいです。憲法をこらんになつていただくと十二條は自由及び権利の保持、濫用禁止、利用責任の問題である。十三條は個人

○説明員(古國一郎君) 政策論として申し上げて

○説明員(古國一郎君) 政策論として申し上げて

○説明員(古國一郎君) 政策論として申し上げて

国が取りきめを行なう。このことはむしろ一般の
には五十一條の集團的自衛権の拡大解釈であると
いわれているのです。これは五十一條は、私が
言うまでもなく、急迫不正の侵略が行なわれた場
合です。その場合に自然権として発動されるも
のであって、前提として取りきめがあるかないか
なんというところは、全然関係ないです。それを
拡張して現在不必要に取りきめを行なっている
ところに問題があるのじゃないですか。どこに取
りきめなんという規定がありますか、五十一條に。
だからこそ自然権といわれているのじゃないで
すか。

○説明員(吉國一郎君) 私が取りきめと申しまし
たのは、取りきめが絶対なければいけないという
ことではもちろんないと思ひます。ただ、その取
りきめも何もなしに、そのA国とB国がそういう
關係にあつた場合に、A国が侵略されたというの
でB国が当然にそれを助けるというものではなく
て、その場合には事前の段階でA国の要請なり、
あるいはA国の承認が要するのだからと思ひます。
そういうものを、一般的には取りきめという形
で事前に合法化するといひますか、合理化するとい
うことを一般普通の場合にはこうだということ
申し上げたつもりです。

もう一つは、取りきめさえあればいいというこ
とではございませんで、A国とB国とが防衛上緊
密な關係になければならぬ——先ほどおあげにな
りました、非常に地球の反対側にあるような遠隔
の地との間にも、取りきめさえあればいいという
ようなことになつては困るといふようなお話がご
さいましたけれども、そういうものが容認される
というところは私には考へておりません。
○水口宏三君 それでもなおかつこの五十一條の
解釈として、取りきめがあるときはもちろん論外
です。明示の要請があつた場合に限りかどうかと
いうことすら、これはいまだ確定しておりませ
んね。むしろこれは自然権である以上、明示の要
請を必要としないという解釈のほうが一般解釈だ
と思ひます。これはなぜかといへば、A国に

とつてはB国に対する攻撃が自国の国民の生命、
財産を脅かすものとみなした場合に、これはA国が出
ていくというところは、まさに自衛権の発動だから、
B国からの明示の要請がなくてもいいのだという
解釈のほうが、むしろ私は一般的自然権としての
解釈だと思ひます。それをあなたも、明示の要請
がなければいかぬとおっしゃるけれども、それは
そういう解釈にお立ちになつてはいいのですか。
○説明員(吉國一郎君) これは國際法の問題で、
私それほど専攻したわけではございませんで、
あるいは条約局長から補足してもらつたほうがい
いかと思ひますが、大体の大かたの學説では、そ
ういふことであつたと、私いまの記憶では考へて
おります。

それから、ついでと申しては恐縮でございます
けれども、たとえばケルゼンのような學者は、コ
レクティブ・セルフ・ディフェンス・ライツという
ものについて、自衛権の觀念に入れることは、も
とも無理だといふような説明をしてはいる學者さ
えあることをつけ加えておきます。
○水口宏三君 いまいいことをおっしゃつた。そ
こで私は、まさに集團的自衛権が乱用されてい
るところに問題がある。大体、集團的自衛権とい
ふ觀念が、本来の國連憲章のサンフランシスコの原
案にはございせんすから、これはダンパー
トン・オークス會議ですか、あそこで初めてアメ
リカ側から入れられた、五十三條の舊敵國の文言が
ソ連側から入れられたといふのは、私が申し上げ
るまでもないことだと思ひます。そういう意味
で、集團的自衛権といふものは、初めから非常に
あいまいなものであるが、少なくとも法的解釈と
しては、正当防衛に関する自然権であるというの
が、いま確立してゐる。それを前提にして、日米
安保条約が締結されてゐるにもかかわらず、あ
えて日本は集團的自衛権を行使しないといふのは、
これはまさに政策論じゃないですか。法律論じゃ
ないですよ。この点、条約局長いかがですか。

○説明員(吉國一郎君) 私の、これはお答えと申
し上げるより釈明したいなものでございまして、
平和条約の五條のC項でございまして、と安保条
約の前文、日ソ共同宣言で、わが国が自衛権を
持つてゐるといふことは確認をしております。そ
の自衛権には、形容詞がついておまして、個別
的及び集團的自衛の固有の権利があるということ
で、条約上うたわれておりますが、これは國際法
上の問題として、日本が自衛権を持つてゐる、そ
の自衛権といふのは個別的及び集團的のものであ
るといふことを國際法上うたつたわけではござい
まして、憲法上どういふ権利の行使について、ま
た別途措置をしなければならぬ。憲法ではわが
国はわが集團的自衛の権利の行使について、自
己抑制をしてゐると申しますか、日本國の國內法
として憲法第九條の規定が容認してゐるのは、個
別的自衛権の発動としての自衛行動だけだとい
うことが私どもの考へ方で、これは政策論として申
し上げてゐるわけではなくて、法律論として、そ
の法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も
申し上げましたが、あのような説明で、わが國が
侵略された場合に、わが國の国民の生命、自由及
び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除す
るための措置をとるといふのが自衛行動だとい
考へ方、その結果として、集團的自衛のための
行動は憲法の認めるところではないといふ法律論
として説明をしてゐるつもりでございまして。

○水口宏三君 それじゃ、まあこの問題はまだ何
回か機会がありますから、これ以上論争してもし
かたがないと思ひます。ただ、私が申し上げたい
のは、集團的自衛権に対する解釈について法制局
長官がしばしばこれをお変へになつてきてゐる
さつき申し上げた正当防衛の自然権であるという
立場に立つて、この場合の解釈は、まさに日本國
民の生命、財産が脅かされるような状況といふも
のは、これが正当防衛のための自然権であるとい
ふれば、どこかの國がある艦隊を率いて日本を攻撃
する場合と、当然Bという國を通じて日本を攻撃
する場合とあるでしょう。そういう場合、Bが攻
撃されることは即わが國の国民の生命、財産を脅
かされると思つて、これに対して防衛するのだ、

これが集團的自衛権だといふふうには解釈するの
が、これは私はいくらも妥當なような気がいたしま
すが、これ以上論争いたしません。
ただし、ここで、もしも法制局長官がおつ
しやるように、憲法上集團的自衛権といふもの
行使が禁止されてゐるといふ解釈にお立ちになる
なら、何で日米安保条約の前文に、権利を有する
ことを確認し、次のとおり協定するといふような
条項が入つてくるのですか。これは明らかに放棄
してゐるものなら、日本が集團的自衛権を持つて
いないといふことを前文に明記すべきではないで
すか。

○説明員(高島益郎君) これはサンフランシスコ
平和条約をはじめ、ほかの文書にもございまして
けれども、日本が主權國としてどういふ権利を持つ
てゐるといふことを確認しただけのことではござい
まして、安保条約そのものの中では、そのよう
な意味での集團的自衛権は日本は行使できないとい
うことを前提に全体が起草されております。と申
しますのは、先ほど申し上げましたけれども、
日米安保条約といふものは、いわゆる安保条
約の中では非常に特殊な条約でございまして、相
互防衛條約になつておられない。それはまさに日本
に集團的自衛権を行使することができない憲法上
の制約があるからをうなづいてゐるといふこと
でございまして。前文は、何回も申しますけれども、他
の平和条約その他の文書と同じように、日本が主
權國家として当然持つてゐることをここに確認し
たといふことだけの意味でございまして。

○水口宏三君 それは条約局長、サンフランシスコ
条約をお読みになつてごらんください。これは日
本がみずからの意思でもつてやつたのじゃないの
ですよ。つまり講和する相手國が日本にやうい
うのを認めるという、許容するといふことにすぎ
ない。日本から何ら積極的にそれについて意思表
示をしてゐないのです。日ソ共同宣言の場合もソ
連は日本に、日本はソ連に認めてゐるのです。こ
れが安保条約だけは、相互に持つてゐることを
、兩國が固有に持つてゐる、これを確認して

これが集團的自衛権だといふふうには解釈するの
が、これは私はいくらも妥當なような気がいたしま
すが、これ以上論争いたしません。
ただし、ここで、もしも法制局長官がおつ
しやるように、憲法上集團的自衛権といふもの
行使が禁止されてゐるといふ解釈にお立ちになる
なら、何で日米安保条約の前文に、権利を有する
ことを確認し、次のとおり協定するといふような
条項が入つてくるのですか。これは明らかに放棄
してゐるものなら、日本が集團的自衛権を持つて
いないといふことを前文に明記すべきではないで
すか。

○説明員(高島益郎君) これはサンフランシスコ
平和条約をはじめ、ほかの文書にもございまして
けれども、日本が主權國としてどういふ権利を持つ
てゐるといふことを確認しただけのことではござい
まして、安保条約そのものの中では、そのよう
な意味での集團的自衛権は日本は行使できないとい
うことを前提に全体が起草されております。と申
しますのは、先ほど申し上げましたけれども、
日米安保条約といふものは、いわゆる安保条
約の中では非常に特殊な条約でございまして、相
互防衛條約になつておられない。それはまさに日本
に集團的自衛権を行使することができない憲法上
の制約があるからをうなづいてゐるといふこと
でございまして。前文は、何回も申しますけれども、他
の平和条約その他の文書と同じように、日本が主
權國家として当然持つてゐることをここに確認し
たといふことだけの意味でございまして。

るんですね。相互に面商が持つてゐることを確認してゐるんですよ。だから、サンフランシスコ条約、日ソ共同宣言から見ると、これは明らかに日本が集団的自衛権を持つてゐる、しかもその行使について何ら前文には制限をうたつてゐないんですね。とすれば、これはまあ当然いままでの自然権としての集団的自衛権の行使というものを安条約では禁止してゐるんだということには全然ならないと思ひます。結局、いままでの条約をすべて羅列してきて安条約へきて、ついにこれらも相互にお互いが持つてゐることを確認し合つたんですね。それでどうして日本だけが集団的自衛権を放棄するなんということが出てくるんですか。

○説明員(高島益郎君) それは、先ほどから吉岡長官が御答弁しておられますとおり、憲法の自己抑制というのをごさいますして、日本には集団的自衛権はあるけれどもこれを行使できない、そういううたで安条約ができておるといふことを申しておるわけでございます。

○水口宏三君 それでは、私も一回、あとで統一見解を伺いたいでございますけれども、どうもいままでの御答弁を伺つて、少なくとも國連憲章五十一条の集団的自衛権に対する一般的な概念、日本国憲法第九条に対する解釈、これを法制局長官は十三条までお加えになつた、あるいは憲法の前文まで引用なさつた、それらを含めて、何で憲法第九条というものが集団的自衛権の行使を——を自己抑制とおつしやうして、禁止でしよう、禁止してゐると見えていんでしよう——禁止してゐるのか、その点をもう少し文書で明確にしていただきたい。いままでの論議では納得できないんです。いま申し上げたよな五十一条における集団的自衛権というものの概念、それから憲法前文、九条、十三条、それから日米安条約、これらを含めて、日本が集団的自衛権の行使を憲法上禁止してゐるというのをもう少し國民にわかりやすく言つていただきたいですね。

○水口宏三君 それでは、先ほどから吉岡長官が御答弁しておられますとおり、憲法の自己抑制というのをごさいますして、日本には集団的自衛権はあるけれどもこれを行使できない、そういううたで安条約ができておるといふことを申しておるわけでございます。

わからぬわけでは、このままでは、自己抑制だなんて——自己抑制というのは、私非常に主観的なものであつて、だから当然憲法論議である以上、それは解釈の相違もございまして、これは単なる解釈の問題ではないと思ひんですね。その点明確にひとつ文書でもつて御回答いただきたいでございますけれども、増原防衛庁長官いかでございようか。

○國務大臣(増原憲吉君) なお、御趣旨をよく承りましたので、検討いたしましてお答えをいたします。

この際申して恐縮ですが、先ほど海外派兵の統一見解と申しますが、一週間ぐらいと申しましたとに、いまもお話を聞いておつて、これは両者まことに一体のものでございまして、約一カ月ぐらいの御猶予をいただきたいでございまして、解釈を申し上げる……。文書をもつてやることはよろしゅうございまして。文書でお答えをさせることにいたします。

○水口宏三君 そうすれば、これを伺うのはちよつとあまり意味がなくなるのでございましてけれども、日米共同声明の例の韓国条項と台湾条項とをいままです、これはまさに日本の自衛と全く無関係である、自衛権の行使とは無関係であると解釈してよろしいんでございまして。増原防衛庁長官。

○説明員(高島益郎君) 先ほどから申しておられますとおり、日本は集団的自衛権を行使することができないといううたでございまして、韓国であらうとどこであらうと、外国との関係におきまして、日本の持つてゐる個別的な自衛権との関係では何ら関係はございせん。

○水口宏三君 いやいや、個別的な自衛権とは関係がないかわかりませせんけれども、私が申し上げるのは、少なくとも日米共同声明の中では、韓国の安全は日本の安全と非常に緊密な関係にあるというところを書いてあります。韓国に——日本を攻撃する意図を明らかに持つたと思われるところの国の軍隊が、韓国を軍事攻撃し、韓国を占領

する。それは日本にとつての非常な脅威でございまして。そういう場合であつても、集団的自衛権の行使は行なわれない、その解釈してよろしいんですか。

○説明員(高島益郎君) 確かに先生の御指摘のような事態は、非常に日本にとつても脅威であらうかと思ひます。しかし、これに対処する日本の行為として、集団的自衛権は行使できないというところは、確固たる立場でございまして。

○水口宏三君 それでは、一応海外派兵の問題につきましてはその程度にいたしたいと思ひます。それでは、いまの統一見解を伺つた上でまた論議をいたしたいと思ひますけれども、そうすると、日本が集団的自衛権の行使を行なわれないといふことを前提にして、今度の四次防衛につきまして防衛庁の原案がつけられて、いま国防会議でも閣僚會議でも——きょうも何か御審議なさつたそうでございましてけれども、新聞等を見ますと、増原防衛庁長官は五次防衛から六次防衛まで何か考えていらつしやるらしいんでございましてけれども、一言で言つて四次防衛の骨子と今後の見通しでございまして、これをあらためて——これはもう時間がございますので、要点だけせひひとつとつて御意見を承りたいんです。この場合に、できますならば、これまで非常に論議されました中會根構想と異なる点あるいはこの前の衆議院の内閣委員会でも問題になつた防衛力の限界等も含めて、現在の四次防衛というものの位置づけ、それから大體基本的な要点、性格、そういうものを、概略でつけようでございましてからお示し願ひたいと思ひます。

○國務大臣(増原憲吉君) 四次防衛の性格、位置づけ、これはいま御質問にありました四次防衛原案、いわゆる中會根案というものと関係において申し上げたはうがわかりいよいよ思ふのであります。防衛庁原案は昭和四十七年度を初年度といたしまして五年間の計画であります。これは十年後のいわゆる防衛上の状態を想定をしまして、これはもちろん背景に日米安条約

対処をする、これはもちろん背景に日米安条約

約というものがあつてあります。これに対処をするというこの防衛力を一応検討、想定をいたし、その防衛力と見合つて五年間の第四次防衛力整備計画をつつたという性格のものであります。これが昨年来の原案作成以来の、いろいろの経過に基づきまして一つの大きな経過は、ニクソン大統領の訪中すなわち極東における緊張の緩和、これはさらに訪中だけの問題でなく、極東における緊張緩和、世界的にもはかの部面においても緊張緩和というふうな傾向も若干出ていることは御承知のとおりでございまして、そういうことと、いわゆるニクソン・ショック、ドル・国際通貨不安、これによります日本の経済財政の見積りもダウンというふうなものがある一つのあれになつたと思ふのでございまして。それと、手続上四次防衛策定ということが、いろいろの理由はありましたが順調に進みませんで、四十七年度を初年度として発足するといふこととでございまして、四十七年度に至る前に国防会議で決定することができないといふことになりました。したが

まして、二月七日でありました、四次防衛の大綱、これは三次防衛の場合にも大綱といふものををつくりましたが、四次防衛の大綱をつくるにとつて、その大綱をつくります際には、原案にありましたが、十年先の一つの防衛力を考えた上で、四次防衛を策定するといふ考え方は取りやめまして、いままでも一次防衛、二次防衛、三次防衛、三次防衛まで、日本国の持つておられます国防の基本方針にのつとつてまいりました防衛力の整備、この三次防衛における整備の大綱その他に示しておられます整備の方向に、それを踏襲するといふ思ひます。そういう方針で防衛力を整備して行くといふ形で、四次防衛の大綱がきめられたといふこととでございまして。四次防衛を正式にきめるといふには、主要項目をいままでのそれによつてきめなければならぬのであります。これがその後手順よくきまりまして、二月七日に、夏以降四次防衛を決定する、策定するといふこととでありましたが、六月三十日に、

P.9